

ちょっと待って！ そのサイン、大丈夫？

～正しい知識を持って、トラブルから身を守ろう～



静岡県司法書士会法教育委員会

令和4年4月1日から、民法が定める成年年齢が『20歳』から『18歳』に引き下げられました。成年になるとは、どのような意味を持つのでしょうか。

つぎの中で、18歳になったらできることは「○」、できないことには「×」をつけてみましょう。

- ① 携帯電話の契約
- ② 飲酒、喫煙
- ③ クレジットカードを作る
- ④ 公営ギャンブル（競馬、競輪、競艇、オートレース）
- ⑤ 結婚

これまでは、『20歳』未満であれば、親の同意無しに携帯電話の契約をしたりクレジットカードを作ったりしたときは、その契約を『取り消す』ことができました。これを『未成年者取消』と言います。

ところが、18歳で成年になると『一人で契約をすることができる』ようになります。『未成年者取消』で保護されなくなるということです。

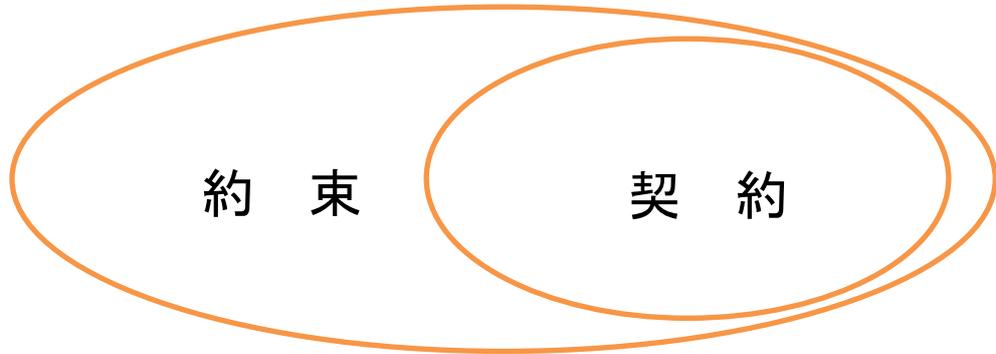
成年者として『自由』に契約ができる反面、それだけ『責任』を負うこととなります。このため、より注意深く行動することが求められます。

今日は、『そもそも契約ってなんだろう？』『契約したらどうなるんだろう？』『間違って契約をしてしまったときはどうしたらいいの？』について、みんなで考えてみたいと思います。

1. 契約の成立について考えよう

(1) 契約と約束の違い

契約とは、法律により、国の力で実現させることのできる約束のこと



契約クイズ 第1問

次の下線部の行為のうち「契約」はどれでしょうか？

前田さんは、放課後、①友達と待ち合わせて ②バスに乗り、学習塾へ行きました。

塾の授業が始まる前に、前田さんと友達は、③コンビニで飲み物を買いました。

答え _____

(2) 契約の成立時点

契約クイズ 第2問

大島さんは、パソコンを買いにお店に行きました。
契約が成立するのはどの場面でしょうか？

- ① 大島さんが、選んだパソコンをお店に購入すると言い、お店が応じたとき
- ② 大島さんが、契約書に名前を書いて判を押したとき
- ③ 大島さんが、お店にパソコンの代金を全額支払ったとき

答え _____

契約はどの時点で成立するのかを考えよう。

【 】の意思表示 + 【 】の意思表示 = 契約成立



多くの契約は口頭で成立【 する ・ しない 】

※ 自動車を買う場合などに契約書を作成するのはなぜ？

2. 契約の効果について考えよう

契約クイズ 第3問

柏木さんは、篠田電気のお店に行ってパソコンを購入しましたが、翌日、渡辺電気で同じパソコンが篠田電気よりも安く売られていることを知りました。「契約」をやめることはできるでしょうか？

- ① パソコンが未使用ならば、やめられる
- ② 8日以内ならば、返品できる
- ③ やめることはできないが、他の商品への交換ならできる
- ④ 原則として、やめることはできない

答え _____

契約をするとどのような効果があるのかを考えてみよう。

契約が成立すると、お互いに、自分の【 】を果たす必要が生じる。

それは、お互いが【 】な立場で、【 】に考えて、【 】
で決めた約束だから。

自分 責任 対等 自由

契約クイズ 第4問

佐藤さんは、今年4月にスーパーで買い物をしたときに、クレジット機能付きのカードを作れば毎月3日は5%引きになるし、ポイントも溜まると勧められて、カードを作りました。ちょうどリボ払いキャンペーン中だったので、毎月の支払額が定額になるのはわかりやすいと思い、リボ払い（毎月返済額3000円元利均等+手数料実質年率15%）を選択しました。

佐藤さんは、カードをつくった月は嬉しくて1カ月で30万円使いました。返済が終わるのはいつになるのでしょうか。

3. 契約の解消について考えよう

(1) 契約相手が責任を果たさない場合（債務不履行による解除）

事例 1



河西さんは、スニーカーをインターネットで購入しました。代金は先払いとされていたので、指定された口座に振り込みました。

しかし、いくら待っても商品が送られてきません。商品を送るよう何度も催促したのですが、それでも送られてきません。

契約をやめることはできますか？

(2) クーリングオフについて

事例 2

松井さんは、SNS で知り合った加藤さんに、将来起業したいと夢を語ったところ、ビジネスセミナーに誘われて見学に行きました。

翌日、セミナー講師から「近くにきたから会わないか」とメールで連絡があり、講師とファミリーレストランで会ったところ、「君もセミナーに参加すれば成功に近づく」と言われ、自己啓発セミナー6回分、計30万円の契約を勧められました。初めはお金がないと断りましたが、クレジットカードで月2万円ずつ支払えばいいと言われ、その場でカードを作らされて契約をしてしまいました。

家に帰った後、なんでこんな契約をしてしまったんだろうと後悔しています。契約を解消することはできるでしょうか。

ま と め

契約の基本 ⇒ 契約自由の原則



契約当事者は、お互いが対等に交渉したうえで、自由な意思決定ができる。



契約当事者は、その内容について責任を負う ⇒ 契約の拘束力



- ① よく考えてから契約すること
- ② 重要な契約をするときは、証拠となるように契約書を作成すること
- ③ 契約書は、隅々までしっかり読んで納得してから署名すること

自由・対等な交渉が妨げられているとき



事業者と消費者の間には、情報量や交渉力に圧倒的な差がある。



- ① 誤った情報が提供されていないか？ 大切な情報が提供されているか？
- ② 自由な意思決定が奪われていないか？
- ③ 契約内容について十分に検討する時間が与えられているか？



「契約の拘束力」を修正する法律（消費者契約法や特定商取引法など）がある。

もしもトラブルに遭ってしまったら ⇒ 一人で悩まず、まずは相談を！

静岡県司法書士会「司法書士総合相談センターしずおか」

	司法書士紹介		054-289-3704
	電話相談		【無料電話相談】 14:00~17:00 (月~金)
	面談予約		054-289-3700
			【無料面談予約受付】 9:00~17:00 (月~金)